

	箇所	意見	事業者回答
1	(事業全体)	鉱業法の規定による試掘権・採掘権の設定または設定許可申請がされている場合があるので、近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課に照会してください。また、鉱区が設定されている場合は、権利者と調整をしてください。	必要に応じて、近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課に照会のうえ、鉱区が設定されている場合は、権利者と調整いたします。
2	(事業全体)	10,000㎡以上の土地において、開発事業を行おうとする場合は、滋賀県土地利用に関する指導要綱第5条第1項に基づく届出が必要となる場合がありますので、今後の手続きを踏まえ、適切な時期に当課と協議を行ってください。	10,000㎡以上の土地において、開発事業を行う場合は、適切な時期に協議を行います。
3	(事業全体)	一定面積以上の一団の土地取引を行う場合は、売買等の契約を締結した日から2週間以内に国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく届出が必要となりますので、高島市を經由して届出を行ってください。	一定面積以上の一団の土地取引を行う場合は、高島市を經由して適切に届出を行うようにいたします。
4	(事業全体)	事業実施に際しては、下記の許認可等が必要となる場合がありますので、留意してください。 【必要となる許認可、届出等】 ・屋外広告物の許可等、景観法に基づく届出等 【根拠法令および該当事項】 ・高島市屋外広告物条例、景観法 【許認可権者等】 ・上記許認可の要件等については、高島市都市政策課と協議してください。	承知しました。
5	配慮書の記載	○3.2.8 (4)国土防災関係 ①森林法に基づく保安林の指定 森林法では、保安林の指定のほか、地域森林計画対象森林が定められている。 ○3.2.9 関係法令による規制状況のまとめ 森林法による規制があるのは、保安林だけではなく地域森林計画対象森林がある。	方法書において追記いたします。
6	配慮書の記載	事業実施想定区域が天増川や北川の集水域であることから、また、自然環境への影響を最小限にするため土地の改変量を最小限に抑え、水環境、特に工事の実施に係る「水の濁り」等の計画段階配慮事項に選定されていない環境要素に係る項目を方法書以降の手続きにおいて、適切に追加し、調査、予測および評価を行うこと。	工事の実施に係る水の濁りについては方法書以降の手続きにおいて、適切に項目選定し、調査、予測及び評価を実施いたします。

7	配慮書の記載	<p>図 3.2-18 で周囲の埋蔵文化財包蔵地の状況を示されているが、地図の範囲内の滋賀県側に存在する角川館遺跡が表示されていない。追加で示されたい。</p>	<p>方法書において追記いたします。</p>
8	(事業全体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画法に基づく開発許可にかかる規制内容については、高島市都市政策課にお問い合わせください。</li> <li>・ 宅地造成及び特定盛土等規制法については、今後施行が予定されておりますので、次の段階で確認してください。</li> </ul>	<p>承知しました。</p>
9	(事業全体)	<p>本事業の事業予定地周辺においては、国内希少野生動植物種等に指定され、個体レベルでの保護が必要であるイヌワシ・クマタカの生息情報が確認されるとともに、事業予定地の全域が「滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針」による「イヌワシ・クマタカの保護および生息環境保全ゾーン」に含まれている。</p> <p>事業予定地およびその周辺は、渡りを行う猛禽類をはじめ多くの鳥類の渡りの主要なルートの一部となっている可能性がある。</p> <p>事業予定地およびその周辺には、大規模なブナ林や低木林、ササ原、ススキ原など多様な植生が広がっており、多様な野生動植物の生息・生育地となっていると考えられる。</p> <p>三十三間山は関西地域の名山のひとつとされており、事業予定地のほぼ全域が登山等の人と自然との触れ合い活動の場として広く活用されている。</p> <p>事業に伴い、下記のとおりイヌワシ・クマタカや渡り鳥をはじめとする鳥類、ブナ林等を基盤に成立している多様な野生動植物の生息・生育地、登山等の人と自然との触れ合い活動の場などの自然環境に対する重大な影響が懸念されることから、今後の予測・評価により、自然環境への影響を回避または十分に低減できない場合には、事業の取り止めも含めた事業計画の抜本的な見直しを検討すること。</p>	<p>ご指摘にあります希少猛禽類や渡りのルート、重要な植生等に留意しながら、今後、事業計画の熟度が高まる方法書以降の手續きにおいて、専門家のご意見を踏まえつつ、適切に調査を行って予測及び評価いたします。</p> <p>また、ご指摘のとおり、三十三間山につきましては、人と自然との触れ合いの活動の場として機能している地点と認識しており、今後実施する具体的な利用環境及び利用状況等を把握する調査結果等を踏まえ、本事業の実施によって生じる可能性のある重大な影響を回避又は低減した計画となるよう検討いたします。</p>

10		<p>(1) イヌワシ・クマタカ  イヌワシ・クマタカは、国内希少野生動植物種や滋賀県の絶滅危惧種に指定されるなど、絶滅の危機に瀕している種であることから、個体群の存続に当たり個体レベルの保護が必要な種である。特にイヌワシについては、県内にわずか4つがいが生息するのみであり、嚴重な個体レベルの保護が必要である。また、滋賀県におけるイヌワシ・クマタカの生息地は、日本におけるそれぞれの種の生息地の連続性を維持するうえで重要な地域であり、両種の個体の保護および生息環境の保全を通し、滋賀県における両種の個体群を維持することは、日本全体のイヌワシ・クマタカの保護においても重要である。</p> <p>本事業については、事業予定地の全域が「滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針」による「イヌワシ・クマタカの保護および生息環境保全ゾーン」に含まれるとともに、事業予定地周辺では、イヌワシが生息していた記録があるだけでなく、近年も飛来が確認されるとともに、多数のクマタカの営巣が確認されており、事業予定地およびその周辺はイヌワシの潜在的な生息地やクマタカの重要な生息地となっていると考えられる。このため、事業が実施されれば、個体レベルの保護が必要であるイヌワシ・クマタカの風車への衝突(バードストライク)が起こる恐れがある。</p>	<p>ご指摘にありますイヌワシ、クマタカ等の猛禽類のバードストライクの可能性については、方法書以降の現況調査結果を基に影響予測を行い、専門家のご意見を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>
11		<p>(2) 渡り鳥  事業予定地が立地する北陸から琵琶湖西岸にかけての地域は、サシバ・ハチクマ・ノスリ等の猛禽類の主要な渡りの経路の一部であることが示唆されている。また、環境アセスメントデータベースにおいては、サシバ等の渡りの軌跡が事業予定地およびその周辺を通ることが示されている。また、事業者による専門家へのヒアリングによれば、三方五湖から琵琶湖へのガン・カモ・ハクチョウ類の移動経路があることや、当該地域が小鳥類の主要な移動経路になっていることが言及されている。</p> <p>主要な渡りの経路上に風車が設置されれば、渡りの時期毎に渡り鳥の経路の阻害および風車への衝突が継続的に起こる可能性がある。</p>	<p>ご指摘にあります渡り鳥の経路の阻害及びバードストライクの可能性については、方法書以降の現況調査結果を基に影響予測を行い、専門家のご意見を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>
12		<p>(3) コウモリ  コウモリ類については、長距離移動を行う種や開けた空間で採餌を行う種などは特に風車への衝突の危険性が高いとされており、コウモリ類の風車への衝突(バットストライク)にも留意する必要がある。</p>	<p>ご指摘にありますコウモリ類のバットストライクの可能性については、方法書以降の現況調査結果を基に影響予測を行い、専門家のご意見を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>

13		<p>(4) 植物・生態系  事業予定地およびその周辺には、大規模なブナ林や低木林、ササ原、ススキ原などの多様な植生が広がっており、森林・草原等に生息・生育する多様な野生動植物の生息・生育地になっていると考えられる。  特にブナ林については、日本に成立する落葉広葉樹林の代表的なものであり多様性の高い豊かな生態系を形成する重要な森林であるものの、材の利用拡大や拡大造林政策などにより全国的に分断化や面積の縮小が進んでいる。古くから人為的影響が強かった近畿地方においては、現存するブナ林は限られた地域に断片的に孤立して分布しているにすぎず、特に滋賀県においては北部の県境付近などにごくわずかに現存している希少な植生である。  事業に伴う土地の改変により、相当面積のブナ林をはじめ、多様な野生動植物の生息・生育地が失われる恐れがある。</p>	<p>事業実施想定区域及びその周囲における動植物の生息・生育の実態については、今後、事業計画の熟度が高まる方法書以降の手続きにおいて、専門家のご意見を踏まえつつ、適切に調査を行って予測及び評価いたします。また、今後の手続きにおいて改変面積は最小限に留めるよう努めてまいります。</p>
14		<p>(5) 人と自然との触れ合い活動の場・景観  自然環境の保全に関する知識の普及および意識の高揚を図り、野生動植物との共生を推進するに当たり、自然観察や登山等、人と自然との触れ合い活動の促進およびその場の保全は重要である。  三十三間山は関西地域の名山のひとつとされており、事業予定地を縦断する尾根全域の要所には道標が設置され、多数の登山者に利用されている。また、事業予定地内の登山道からは、遠方には三方五湖を、近傍には事業予定地である尾根上に広がる草原等を眺望することができるなど、事業予定地そのものが主要な眺望点であり、景観資源でもあると考えられる。  事業に伴う土地の改変および風車の設置により、事業予定地の眺望点・景観資源としての価値を含め、人と自然との触れ合い活動の場が大きく損なわれる恐れがある。</p>	<p>三十三間山につきましては主要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場として地点選定しており、頂戴したご指摘や今後実施する調査結果等を踏まえ、本事業の実施によってどのような影響が生じる可能性があるかを整理の上、生じる可能性のある影響を極力回避・低減した計画となるよう検討いたします。</p>